

予 防

近年、防火対象物は高層化、深層化及び複雑化しているため、ひとたび災害が発生してしまうと甚大な被害をもたらします。また小規模であっても、不適切な防火管理、建築構造の悪条件下では、大きな被害を引き起こします。

当消防本部では、関係者に対する法令遵守の徹底、製造所等危険物施設の安全確保、火災予防に関する消防法令違反の是正または火災危険の排除を目指し、消防同意、防火査察、危険物規制、違反処理に取り組んでいます。

また、地域防災組織の繁栄のための幼少年女性防火クラブの育成及び住宅防火対策のための広報・啓発活動を実施しています。



令和6年度「火災予防ポスター表彰式」

- 1 管内の防火対象物件数
- 2 防火管理者が選任されている防火対象物
- 3 消防用設備等の点検報告件数
- 4 中高層建築物の用途別件数
- 5 建築同意事務処理件数
- 6 防火対象物点検報告件数
- 7 防火対象物点検報告特例認定状況
- 8 唐津市ホテル・旅館等防火基準適合表示制度実施状況
- 9 火災予防広報活動状況
- 10 重大違反對象物に係る違反処理状況
- 11 唐津・東松浦地区幼少年女性防火委員会結成状況
- 12 危険物製造所等設置数
- 13 危険物規制事務処理状況

1 管内の防火対象物件数

消防は、建築物を消防法施行令別表第一の区分で分け、更に、1項から5項イ、6項、9項イ、16項イ（16の2）項、（16の3）項は不特定多数の人が利用する施設「特定防火対象物」として、その他を「非特定防火対象物」として管理しています。

区 分			区域別										玄海町	計
			唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区		
(1)	イ	劇場・映画館等	7	6					1				2	9
	ロ	公会堂・集会場	94	45	4	9	7	4	9	8	6	2	5	99
(2)	イ	キャバレー・カフェ												
	ロ	遊技場・ダンスホール	12	9	2					1				12
	ハ	風俗営業等												
	ニ	カラオケボックス等	1	1									1	2
(3)	イ	待合・料理店の類	3	1			1				1		1	4
	ロ	飲食店	239	172	16	3	7	4	12	6	11	8	12	251
(4)		百貨店・マーケット等	216	156	17	1	8	7	7	11	8	1	2	218
(5)	イ	旅館・ホテル等	147	58	21	4		1	12	19	25	7	19	166
	ロ	共同住宅等	892	762	69	6	18	3	2	12	17	3	23	915
(6)	イ	(1)病院	8	6		1	1							8
		(2)有床診療所	23	20	1						2		1	24
		(3)病院・有床診療所等	18	15	2		1							18
		(4)無床診療所・助産所	58	35	6	2	4		4	5	2		1	59
	ロ	(1)高齢者（入所施設）	151	88	14	7	13	10	5	4	8	2	2	153
		(2)生活保護（入所施設）	1	1										1
		(3)児童（入所施設）												
		(4)障害児（入所施設）												
		(5)障害者（入所施設）	6	5	1									6
	ハ	(1)高齢者（通所施設）	38	19		3	3		3	5	4	1		38
		(2)生活保護（通所施設）												
		(3)児童（通所施設）	70	41	9	2	2	3	3	3	6	1	3	73

		(4) 障害児（通所施設）	8	7		1								8
		(5)障害者（通所施設）	44	35	3	1	3	2					2	46
	二	幼稚園等	8	7			1							8
(7)		小 中 学 校 等	186	125	6	10	7	6	7	16	6	3	7	193
(8)		図 書 館 等	11	7	1		1				2		3	14
(9)	イ	蒸気浴場・熱気浴場等												
	ロ	上記以外の公衆浴場	6	2	2							2		6
(10)		車 両 の 停 車 場	4	4										4
(11)		神 社 ・ 寺 院	133	81	14	3	13	5	2	6	6	3	3	136
(12)	イ	工 場 ・ 作 業 場	520	310	46	19	31	27	34	30	20	3	16	536
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ												
(13)	イ	自動車車庫・駐車場	70	47	4	1	5	2	1	5	4	1	6	76
	ロ	航 空 機 の 格 納 庫												
(14)		倉 庫	401	244	26	10	35	12	22	36	11	5	28	429
(15)		前各号以外の事業場	640	378	37	19	37	17	79	39	20	14	92	732
(16)	イ	複 合 用 途 防 火 対 象 物 （特定用途部分を含む）	382	298	34	2	8	3	3	13	18	3	6	388
	ロ	複 合 用 途 防 火 対 象 物 （特定用途を含まない）	146	113	13	2	3	5	4	2	3	1	11	157
(16の2)		地 下 街												
(16の3)		地 下 道												
(17)		重 要 文 化 財 等	6	3							3			6
(18)		延 長 50 m 以 上 の ア ー ケ ー ド	1	1										1
合 計			4,550	3,102	348	106	209	111	210	221	183	60	246	4,796

2 防火管理者が選任されている防火対象物

火災の予防及び被害の軽減を図るため、消防法第8条では一定の収容人員以上の防火対象物の関係者に対して防火管理者を選任し、消防計画を作成させ、かつ、当該消防計画に基づいて消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理など、防火管理に必要な業務を行わなければならないことを義務づけています。

区 分			区域別										玄海町	計
			唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区		
(1)	イ	劇場・映画館等	5	4					1				1	6
	ロ	公会堂・集会場	60	31	4	3	3	4	3	8	3	1	2	62
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール	9	8	1									9
	ハ	風俗営業等												
	ニ	カラオケボックス等	1	1									1	2
(3)	イ	待合・料理店の類	3	1			1				1		1	4
	ロ	飲食店	81	58	7		1	1	2	1	7	4	7	88
(4)		百貨店・マーケット等	130	94	9	1	6	3	3	7	6	1	1	131
(5)	イ	旅館・ホテル等	45	23	5	1			1	6	8	1	10	55
	ロ	共同住宅等	82	75	1	1	2			2		1	9	91
(6)	イ	(1) 病院	8	6		1	1							8
		(2) 有床診療所	12	10	1						1		1	13
		(3) 病院・有床診療所等	10	9	1									10
		(4) 無床診療所・助産所	12	8	1		2				1		1	13
	ロ	(1) 高齢者（入所施設）	101	51	13	6	10	9	5	2	4	1	1	102
		(2) 救護施設	1	1										1
		(5) 障害者（入所施設）	1	1										1
	ハ	(1) 高齢者（通所施設）	13	6		2	2		2	1				13
		(3) 児童（通所施設）	47	28	5	1	1	3	3	2	3	1	3	50
		(5) 障害者（通所施設）	7	7									1	8
	ニ	幼稚園等	3	2			1							3

(7)	小 中 学 校 等	51	30	4	2	3	2	4	4	1	1	2	53
(8)	図 書 館 等	8	5			1				2		1	9
(9)	口 蒸気浴場・熱気浴場等 以 外 の 公 衆 浴 場	4	1	1							2		4
(11)	神 社 ・ 寺 院	53	31	7	1	3	2	2	3	3	1	1	54
(12)	イ 工 場 ・ 作 業 場	43	27	4	3	1	5		2	1		1	44
(13)	イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場												
(14)	倉 庫	11	5	1		1		1	1	2			11
(15)	前各号以外の事業場	111	74	5	2	10	3	5	4	6	2	10	121
(16)	イ 複 合 用 途 防 火 対 象 物 (特 定 用 途 部 分 含 む)	151	115	11	1	3	2	1	8	8	2	4	155
	ロ 複 合 用 途 防 火 対 象 物 (特 定 用 途 部 分 含 ま ない)	30	22	3		1	1	2		1		1	31
(17)	重 要 文 化 財 等	3	2							1			3
合 計		1,096	736	84	25	53	35	35	51	59	18	59	1,155

3 消防用設備等の点検報告件数

消防法、火災予防条例により、消防用設備等の設置及び維持管理を義務づけられている防火対象物は、半年に一度機器点検を実施し、1年に一度総合点検を実施しなければいけません。また特定防火対象物にあっては1年に一度、非特定防火対象物にあっては3年に一度、点検の結果を消防署に報告しなければなりません。

区 分			区域別										玄海町	計
			唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区		
(1)	イ	劇場・映画館等	4	4									1	5
	ロ	公会堂・集会場	60	23	1	4	6	3	8	8	5	2	4	64
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール	5	5										5
	ハ	風俗営業等												
	ニ	カラオケボックス等											1	1
(3)	イ	待合・料理店の類	3	1			1				1		1	4
	ロ	飲食店	61	40	6	1	1	2	3	2	4	2	6	67
(4)		百貨店・マーケット等	129	92	10		7	4	5	8	3		2	131
(5)	イ	旅館・ホテル等	75	28	4	3			13	14	6	7	13	88
	ロ	共同住宅等	100	81	9		3			5	2		6	106
(6)	イ	(1)病院	4	4										4
		(2)有床診療所	14	13							1		1	15
		(3)病院・有床診療所等	12	11			1							12
		(4)無床診療所・助産所	35	20	3	1	2		2	5	2			35
	ロ	(1)高齢者（入所施設）	142	87	9	6	12	10	5	4	7	2	2	144
		(2)生活保護（入所施設）	1	1										1
		(5)障害者（入所施設）	3	3										3
	ハ	(1)高齢者（通所施設）	26	13		2	1		2	4	4			26
		(3)児童（通所施設）	50	29	4	4		2	3	2	6		2	52
		(4)障害児（通所施設）	1	1										1
		(5)障害者（通所施設）	24	20	2		2							24
	ニ	幼稚園等	6	6										6

(7)	小 中 学 校 等	95	66	2	10		6		8	3		5	100
(8)	図 書 館 等	3	2							1		2	5
(9)	口 蒸気浴場・熱気浴場等 以 外 の 公 衆 浴 場	1									1		1
(10)	車 両 の 停 車 場												
(11)	神 社 ・ 寺 院	26	13	1	3	4	2		3			1	27
(12)	イ 工 場 ・ 作 業 場	114	71	6	4	13	3	5	6	6		1	115
(13)	イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	13	6	1		2	1		3				13
(14)	倉 庫	101	68	1	2	15	2	2	9	2		3	104
(15)	前各号以外の事業場	130	87	4	9	10	2	6	6	3	3	13	143
(16)	イ 複 合 用 途 防 火 対 象 物 (特 定 用 途 部 分 含 む)	153	125	7	1	4	1	1	6	6	2	2	155
	ロ 複 合 用 途 防 火 対 象 物 (特 定 用 途 部 分 含 ま ない)	25	15	3	2	1		2		1	1	3	28
(17)	重 要 文 化 財 等	1								1			1
合 計		1,417	935	73	52	85	38	57	93	64	20	69	1,486

4 中高層建築物の用途別件数

階数別 地域・区分			3 階	4 階	5 階	6 階	7 階	8 階	9 階	10 階	11 階	12 階	13 階	14 階	15 階	計	
唐 津 市			436	173	64	19	13	5	4	11	2	1	4	2	1	735	
玄 海 町			24	16	5	1										46	
高 さ 3 1 m 以 上							2	1	2	6	2	1	4	2	1	21	
(1)	イ	劇 場 ・ 映 画 館 等	3		1											4	
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	9	3												12	
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール		1												1	
(3)	イ	待 合 ・ 料 理 店 の 類															
	ロ	飲 食 店	10	7	1											18	
(4)	イ	百貨店・マーケット等	12	4												16	
(5)	イ	旅 館 ・ ホ テ ル 等	17	2	3	1			2	2						27	
	ロ	共 同 住 宅 等	121	87	37	7	5	4	2	8	2	1	4	2	1	281	
(6)	イ	(1)病院	2	2	2		1	1								8	
		(2)有床診療所	6		1											7	
		(3)病院・有床診療所等	6	2			2									10	
		(4)無床診療所・助産所	8	1	1											10	
	ロ	(1)高 齢 者（入所施設）	7	3		3										13	
		(2)生活保護（入所施設）															
	ハ	(1)高 齢 者（通所施設）	2														2
		(5)障害者（通所施設）		1													1
(7)	小 中 学 校 等		57	13												70	
(8)	図 書 館 等		1	2	1	1										5	
(10)	車 両 の 停 車 場		1													1	
(11)	神 社 ・ 寺 院		7													7	
(12)	イ	工 場 ・ 作 業 場	14	3			1									18	
(13)	イ	自動車車庫・駐車場	3													3	
(14)	倉 庫		8		1											9	
(15)	前各号以外の事業場		69	17	3		1									90	
(16)	イ	複 合 用 途 防 火 対 象 物 （特定用途部分含む）	68	25	15	7	2			1						118	
	ロ	複 合 用 途 防 火 対 象 物 （特定用途部分含まない）	28	16	3	1	1									49	
(17)	重 要 文 化 財 等		1													1	
合 計			460	189	69	20	13	5	4	11	2	1	4	2	1	781	

5 建築同意事務処理件数

一定の建築物の新築、増築、改築等を行うときは、特定行政庁又は建築主事の許可又は確認を受けなければ工事を行うことが出来ません。この場合、特定行政庁又は建築主事は消防機関の同意を得なければ、許可又は確認ができないとされています。これは、消防機関が防火の専門家としての立場から建築行政に対して建築物の新築等の計画の段階で防火上の観点からチェックするため、また、消防関係法規に適合できているか確認するためです。

区 分		区域別										玄海町	計
		唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区		
	新 築	366	290	51	1	6	9	1	1	7		2	368
	増 築	27	26				1					4	31
	改 築	5	4	1									5
	そ の 他	40	26	4	2	1		3	2	2		2	42
	合 計	438	346	56	3	7	10	4	3	9		8	446
(1)	イ 劇 場 ・ 映 画 館 等											1	1
	ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	5	4	1									5
(2)	ニ カラオケボックス等												
(3)	ロ 飲 食 店	7	5	1				1					7
(4)	百貨店・マーケット等	6	6										6
(5)	イ 旅 館 ・ ホ テ ル 等	15	5	3	1			2	1	3			15
	ロ 共 同 住 宅 等	7	6	1								2	9
(6)	イ	(1)病院	1	1									1
		(3)有床診療所	1	1									1
		(4)無床診療所											
	ロ	(1)高齢者（入所施設）											
		(1)高齢者（通所施設）											
	ハ	(3)児童（通所施設）	4	3	1								4
		(5)障害者（通所施設）	4	4								1	5
	ニ	幼 稚 園 等											
(7)	小 中 学 校 等	2	1				1						2
(11)	神 社 ・ 寺 院	1	1										1
(12)	イ 工 場 ・ 作 業 場	11	8	2						1			11
(13)	イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	1	1										1
(14)	倉 庫	13	8	2		1	1		1			1	14
(15)	前各号以外の事業場	39	32	1		2		1	1	2		3	42
(16)	イ 特定複合防火対象物	14	10		1	1				2			14
	ロ 普通複合防火対象物	6	6										6
一般住宅	同 意	81	76	2		1	2						81
	通 知	220	168	42	1	2	6			1			220
	合 計	438	346	56	3	7	10	4	3	9		8	446

6 防火対象物点検報告件数

一定の特定防火対象物の管理について権原を有する者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防署長に報告することが義務づけられています。この制度と消防用設備等点検報告制度は異なる制度であり、この制度の対象となる防火対象物では双方の点検及び報告が必要となります。

区域別 区 分			唐津市	唐津 地区	浜玉 地区	厳木 地区	相知 地区	北波多 地区	肥前 地区	鎮西 地区	呼子 地区	七山 地区	玄海町	計
(1)	イ	劇場・映画館等	6	5					1				2	8
	ロ	公会堂・集会場	20	15		1	1	1		1	1		1	21
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール	3	3										3
(3)	ロ	飲食店	1	1										1
(4)		百貨店・マーケット等	33	27	3		1	2						33
(5)	イ	旅館・ホテル等	6	2	3						1			6
(6)	イ	(3)病院・有床診療所等												
	ハ	(1)高齢者（通所施設）												
	ハ	(3)児童（通所施設）												
(16)	イ	特定複合用途	13	12			1							13
合 計			82	65	6	1	3	3	1	1	2		3	85

7 防火対象物点検報告特例認定状況

防火対象物点検報告が義務付けられている防火対象物のうち、防火対象物の管理を開始してから３年以上経過して消防法令を遵守している防火対象物の管理権原者については、申請し消防法令の基準の遵守状況が優良であると認定された場合、以後３年間の点検報告義務が免除されます。

防火優良認定証は、消防機関の防火対象物特例認定を受けていることを示すマークです。



区域別 区分			区域別										玄海町	計
			唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区		
(1)	ロ	公会堂・集会場	12		1		1	1	2	5	1	1		12
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール	2	2										2
(3)	ロ	飲食店	3	3										3
(4)		百貨店・マーケット等	6	6										6
(5)	イ	旅館・ホテル等	5	2						1	2		1	6
(6)	イ	(1) 病院	3	2		1								3
		(2) 有床診療所	1	1										1
		(3) 病院・有床診療所等	1	1										1
	ロ	(1) 高齢者（入所施設）	1	1										1
	ハ	(1) 高齢者（通所施設）	1	1										1
		(3) 児童（通所施設）	1	1										1
(16)	イ	特定複合用途	12	8	3					1				12
合 計			48	28	4	1	1	1	2	7	3	1	1	49

8 唐津市ホテル・旅館等防火基準適合表示制度実施状況

この制度は、一定規模以上のホテル・旅館などからの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令や建築基準法令に基づく防火基準に適合している場合に、消防機関から交付された表示マークを建物及びホームページなどで掲出できる制度です。

この表示制度により、ホテル・旅館などの利用者に対して、防火安全に関する情報提供を行い、ホテル・旅館などの防火安全体制の確立を図ります。

審査した結果、表示基準に適合していることが認められた場合には、建物の関係者に「表示マーク（銀）」（有効期間1年間）を交付します。

3年間連続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（金）」（有効期間3年間）が交付されます。



「表示マーク」交付状況

防火対象物名称	所在地	交付年月日	表示マーク
唐津第一ホテル	唐津市西寺町488番地1	令和5年8月1日	金
唐津第一ホテルリベール	唐津市東町1番地9	令和5年8月1日	金
Mercure Saga Karatsu Resort	唐津市東唐津4丁目9番20号	令和5年8月1日	金
唐津シーサイドホテル	唐津市東唐津4丁目182番	令和5年8月1日	金

9 火災予防広報活動状況

全国一斉に行われる春秋季全国火災予防運動をはじめとする各種イベント等の機会をとらえ、市町村広報紙、行政放送等のマスメディアを活用し、地域住民や事業所に広報を実施するとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理に関するアンケート調査、年間を通じての防火講話等を実施して、地域に密着した広報、公聴活動を実施しています。

予防広報実施状況

回数・参加人数 広報項目	実施回数	参加人数
予 防 広 報	5	1274
消 火 ・ 避 難 訓 練	219	16280
防 火 講 話	13	891
住 宅 用 火 災 警 報 器 講 話	31	447
合 計	268	18892

住宅用火災警報器アンケート調査結果

調査内容 イベント等	調査人数	設置	一部設置	未設置	設置率 (設置・一部設置)
秋季全国火災予防運動	125	95	15	15	88.00%
春季全国火災予防運動	158	138	3	17	89.24%
住宅用火災警報器講話	81	23	35	23	71.60%
合 計	364	256	53	55	84.89%

10 重大違反対象物に係る違反処理状況

消防では、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、当該設備の設置義務がある部分の床面積の過半以上にわたって未設置のもの又はその機能に重大な支障がある防火対象物に対し、火災予防又は火災危険排除を図るための法的措置、又は、これに準ずる行政指導を行っています。

区域別 措置内容	唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区	玄海町	計
勸 告	1	1										1
警 告												
命 令												
合 計	1	1										1

1 1 唐津・東松浦地区幼少年女性防火委員会結成状況

1 幼年消防クラブ

幼稚園、保育園単位で結成され、幼年期における正しい防火の知識を身につけるとともに、防火行事にも積極的に参加し、防火・防災を呼びかけています。

2 少年消防クラブ

少年期における火災予防知識の習得と青少年の健全育成を目的として結成され、「消防出初式」、消防学校や佐賀広域消防局佐賀消防署防災学習広場における「少年消防クラブ員防災研修」などの行事に参加するなど、意欲的に各種の活動を行っています。

3 女性防火クラブ

呼子町地域婦人会員で構成され、「消防出初式」、消防学校や熊本県防災センターにおける「女性防火クラブ員防災研修」、「救命講習」などに積極的に参加するなど、家庭や地域の安全確保に努めています。

所在市町名	名 称	結 成 年 月 日	人 数
幼年消防クラブ			
	鏡 保 育 園 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成9年4月1日	31人
	七 山 保 育 園 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成9年4月1日	28人
	若 葉 保 育 所 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成18年3月1日	9人
	呼子こども園幼年消防クラブ	平成18年3月1日	13人
	殿の浦愛児園幼年消防クラブ	平成18年3月1日	15人
	双 葉 保 育 園 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成18年4月1日	88人
	打上 保 育 園 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成18年4月1日	31人
	なごや保育園幼年消防クラブ	平成18年4月1日	18人
	北波多第二保育園幼年消防クラブ	平成18年10月1日	23人
	ひかり保育園幼年消防クラブ	平成18年10月1日	48人
	若 竹 保 育 所 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成19年2月1日	13人
	呼子中央こども園幼年消防クラブ	平成20年5月1日	24人
	相知エルアンこども園幼年消防クラブ	平成23年9月1日	83人
	やまのもり切木保育園幼年消防クラブ	平成30年4月1日	9人
	うみのもり高串保育園幼年消防クラブ	平成30年4月1日	13人
	厳木さくらんぼ幼年消防クラブ	令和5年4月1日	26人
玄 海 町	あおば園幼年消防クラブ	平成18年6月1日	57人
	ふたば園幼年消防クラブ	平成18年6月1日	36人
小計			565人
少年消防クラブ			
唐 津 市	唐津市鏡少年消防クラブ	昭和55年5月25日	23人
女性防火クラブ			
唐 津 市	呼子町女性防火クラブ	平成9年4月1日	88人
合計			676人

1 2 危険物製造所等設置数

危険物製造所等の設置

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う場合は、製造所等の設置が必要です。

製造所等を設置しようとする者は、あらかじめ市町村長等の許可を受けなければなりません。

製造所等とは、製造所、貯蔵所又は取扱所の3つに区分され、それぞれ定められた基準により規制されています。

区域別 製造所等の別		唐	唐	浜	巖	相	北	肥	鎮	呼	七	玄	計
		津	津	玉	木	知	波	前	西	子	山	海	
		市	区	区	区	区	多	地	地	地	地	町	
製 造 所													0
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	31	13	3	2	2	3	2	4	2		7	38
	屋外タンク貯蔵所	49	25	4	1		2	5	10	2		5	54
	屋内タンク貯蔵所	31	1		2	1	2	8	11	6		5	36
	地下タンク貯蔵所	75	42	2	5	5	1	4	7	7	2	19	94
	簡易タンク貯蔵所	1						1					1
	移動タンク貯蔵所	100	62	11		4	3	7	9	4		9	109
	屋外貯蔵所	5	3		2								5
取 扱 所	給油取扱所	82	39	5	2	4	4	13	9	4	2	7	89
	販売取扱所												0
	一般取扱所	45	22	3	8	3	1	1	5	2		18	63
計		419	207	28	22	19	16	41	55	27	4	70	489

1 3 危険物規制事務処理状況

危険物規制事務

製造所等に係る各種申請の審査事務、各種届出の受付事務を行っています。

区 分 製造所等の別		設 置 許 可 申 請	変 更 許 可 申 請	仮 使 用 承 認 申 請	完 成 検 査 申 請	完 成 検 査 前 検 査 申 請	仮 貯 蔵 仮 取 扱 申 請	品 名 ・ 数 量 変 更 届 出	廃 止 届 出	保安監督者		計
										選 任 届 出	解 任 届 出	
製 造 所												0
貯 蔵 所	屋内貯蔵所				1					4	3	8
	屋外タンク貯蔵所	1			5				1	9	4	20
	屋内タンク貯蔵所											0
	地下タンク貯蔵所	1	3	3	5							12
	簡易タンク貯蔵所											0
	移動タンク貯蔵所	21	3		24			1	5			54
	屋外貯蔵所											0
取 扱 所	給油取扱所		8	5	8	2		2	1	21	20	67
	販売取扱所											0
	一般取扱所	2	4	3	4				1	3	2	19
そ の 他							11					11
計		25	18	11	47	2	11	3	8	37	29	191